

大阪市水道局告示第2号

大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）第13条第1項の規定に基づき、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、大阪市水道事業給水条例施行規程（昭和33年大阪市水道事業管理規程第4号）第17条第1項の規定に基づき告示する。

令和8年1月15日

大阪市水道局長 坂本篤則

名 称	所 在 地	指 定 日
辻澤設備	大阪府堺市中区見野山234番地2	
ムラヤマ住喜設備	大阪市福島区野田5丁目17番24-412号	令和7年 12月31日
鹿龍建設株式会社	大阪市住吉区山之内1丁目24番26号	

(水道局工務部給水課)